

令和 6 年（2024 年）5 月 9 日

消費生活審議会及び消費者教育推進地域協議会資料

長野県教育委員会事務局学びの改革支援課

学校における消費者教育の推進について

※消費者庁 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」より抜粋

Ⅲ 消費者教育の推進の内容に関する事項

1 様々な場における消費者教育の推進

（1）学校（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等）

令和 2 年度より順次実施されている小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領では、未来社会を切り拓くために必要な資質・能力を子供たちに確実に育成することを目指し、全ての教科等において育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理し、バランス良く育むこととしている。

小学校、中学校の学習指導要領では、社会科、家庭科、技術・家庭科などにおいて、消費者教育に関する内容を充実した。また、高等学校学習指導要領では、公民科において、自立した主体として、他者と協働しつつ国家・社会の形成に参画し、持続可能な社会作りに向けて必要な力を育む共通必修科目としての「公共」を設置するとともに、家庭科において消費生活や環境に配慮したライフスタイルを確立するための意思決定能力の育成に関する内容を充実した。なお、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領では、社会科、生活科、職業・家庭科などにおいて、特別支援学校高等部学習指導要領では、社会科、職業科、家庭科において、消費者教育に関する内容を充実した。

成年年齢の引下げを踏まえつつ、学習指導要領のこれらの趣旨や内容の周知・徹底を図り、社会科や家庭科を中心に各教科等において充実した消費者教育が行われるように努める。その際、現に発生している消費者問題に精通し、専門的知識を有する消費生活相談員や弁護士、司法書士等の実務経験者等が外部講師として消費者教育を実施することは重要であることから更なる活用を促す。また、GIGA スクール構想やデジタル教科書の導入が進められていることも踏まえた教材等の提供も重要である。さらに、様々な教育課題を「消費者の視点」で捉え直し、教科横断的な教育内容として実践する事例もあることから、そうした好事例を周知することも有用である。

これらを通じて、学校においては、教育活動の全体を通じて、児童及び生徒の発達の段階に応じた消費者教育を推進する。なお、高等学校においては、成年年齢の引下げにより成年と未成年が混在することとなったことを踏まえる必要がある。

2 消費者教育の人材（担い手）の育成・活用

（1）小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における教職員

学校の教職員には、消費者教育の推進役としての役割がある。学習指導要領を確実に教育現場に反映させ、知識を得るのみではなく、日常生活の中でそれを実践することができる重要な能力を育み、自ら考え自ら行動する自立した消費者を育成するためには、教職員の指導力の向上を図ることが必要である。（略）

特に、現職教員研修は、消費者行政部局や消費生活センター等と連携することにより、一層効果的に実施できると考えられる。そのため、独立行政法人国民生活センター等で実施されている教員向け研修等を活用するとともに、必要に応じてプログラムの改善を提案し、現職教員の消費者教育の指導力向上に資する方策を推進する。

平成 25 年 6 月 28 日閣議決定（平成 30 年 3 月 20 日変更）（令和 5 年 3 月 28 日変更）

1 教職員研修

改訂された学習指導要領を確実に教育現場に反映させ、習得した知識を日常生活の中で実践することができるような資質能力を育み、自ら考え行動する自立した消費者を育成するために、教職員の指導力の向上を図ることとする。

- (1) 小学校・中学校教育課程研究協議会
- (2) 長野県高等学校教育課程研究協議会
- (3) 長野県総合教育センター講座（小・中・高・特）
令和6年9月12日（木）
消費生活・環境の授業づくり～最新の情報を取り入れた授業づくり～
- (4) 実践事例報告研修会（小・中・特）※連合教科研究会等

2 関係課・機関との連携

消費者行政部局や消費生活センター等と連携することにより、一層効果的に実施できると考えられる。現職教員の消費者教育の指導力向上に資する方策を推進する。

- (1) 暮らし安全・消費生活課等
 - ・消費者教育推進のための講師派遣事業の実施 学校へ周知
- (2) 長野県金融広報委員会
 - ・金融教育研究校研究推進校募集
 - ・令和6年度研究指定校 計5校
 - 小学校 2校 長野市立戸隠小学校（2年目）
白馬村立白馬北小学校（1年目）
 - 中学校 2校 松本市立鎌田中学校（1年目）
松本市山形村朝日村中学校組合立鉢盛中学校（1年目）
 - 高等学校 1校 下高井農林高等学校（2年目）

3 その他

○消費者庁「社会への扉」の活用を促進

「社会への扉」は、成年年齢の引下げの動きも踏まえ、自立した消費者を育成するとともに、消費者が主役の社会の一人として行動できるような消費者になることを目指した教材であるため、生徒用教材を効果的に活用するために、教師用解説書と合わせて学校現場における活用を促す。

なお、生徒用教材は、主として高校生を対象とした消費者教育の教材であるが、適切な指導のもとに、若年者を中心に幅広い世代で活用を促す。